

学校いじめ防止基本方針

令和7年6月
守谷市立大井沢小学校
(最終改定 令和7年6月2日)

目 次

- 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針
- 2 守谷市立大井沢小学校の取組
 - (1) 基本施策
 - ア 学校におけるいじめの未然防止にむけた取組
 - イ いじめの早期発見の措置
 - ウ 通信機能のあるゲーム機・携帯電話・スマートフォン等によるインターネットでのいじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上
 - (2) いじめ防止等に関する措置
 - ア いじめ防止対策に向けた組織「守谷市立大井沢小学校いじめ対策本部」の設置
 - イ 関係機関等との連携
 - (3) いじめの発生時
- 3 重大事態への対処
- 4 いじめ防止に向き合う教師の姿

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法第2条参考)

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめ防止対策推進法第3条参考)

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。 (いじめ防止対策推進法第4条参考)

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(いじめ防止対策推進法第8条参考)

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童

等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。 (いじめ防止対策推進法第9条参考)

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という意識を児童に徹底させ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組み、早期解消を目指す。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 守谷市立大井沢小学校の取組

守谷市いじめ防止基本方針 2 守谷市及び守谷市教育委員会の取組 (2) 「守谷市いじめ対策本部」及び「守谷市小中学校いじめ対策本部」の設置を受けて、「守谷市立大井沢小学校いじめ対策本部」を設置する。「守谷市立大井沢小学校いじめ対策本部」は次に定める事項に取り組むものとする。

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

(ア) 「いじめは、どの学校・どの児童にも起こりうること」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。

(イ) 一人一人が認められ、相手を思いやり、お互いに支持し合うあたたかい学級

づくりに取り組むと共に分かる授業を行い，学習の達成感や成就感の中で自己有用感や自己肯定感を高める。

(ウ) 道徳教育及びボランティア活動等，体験活動の充実を図り，豊かな情操や道徳心を養い，互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。

(エ) 「いじめをなくそう集会」など，いじめ防止に対して児童自身が主体的に取り組めるよう，児童の活動を支援する。

(オ) いじめ防止に関する理解を深めるため，日頃から人権尊重啓発活動を推進し，人権作文・人権標語等を活用した人権集会を実施する。

(カ) 児童保護者等がいじめ問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に努め，いじめの未然防止，早期発見，早期解決を図る。

(キ) いじめストップ絆づくりプロジェクト推進モデル学区として「あいさつ運動」「きらめきフォーラム」「いじめ防止マニュアル」等を通して，いじめを起こさない学校づくりに向けた児童主体の活動を展開する。

イ いじめの早期発見の措置

(ア) 日常生活から問題状況を把握（行動観察）

- ・いじめが疑われる行為が見られたり，情報を聞いたりした場合は，いじめを受けていると思われる児童と面接を行い，状況を管理職まで共有する。

【いじめを許さない学校・教職員の姿勢】

(イ) いじめ調査の定期的な実施（学校生活アンケート調査）

- ・学校生活アンケートを実施し，いじめが疑われている事案についてはその日のうちに管理職まで報告する。

【抱え込みの禁止】

・その日のうちに、いじめを訴えてきた児童と面接を行い、保護者と共有する。 【早期対応】

・児童と面接ができなくても、電話、家庭訪問等で必ず話を聞き、管理職まで共有する。 【組織で対応】

(ウ) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

①児童対象の生活アンケート（いじめを含む）調査

毎月1回

②保護者対象のアンケート（いじめを含む）調査

年1回（12月）

③教育相談を通じた児童からの聞き取り調査年2回（6月・11月）

④アンケートや聞き取りの状況を記録した文書等は、5年間保存する。

⑤学校、学年便り、生徒指導便り等でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校日及びいじめに関する相談機関を周知する。

(エ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(オ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

ウ 通信機能のあるゲーム機・携帯電話・スマートフォン等によるインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

インターネット等の通信機能を使って送信された情報の流通性、発信者の匿名性、利用の依存性等の特性を児童や保護者が理解し、通信機能のあるゲーム機や携帯電話等、インターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止対策に向けた組織「守谷市立大井沢小学校いじめ対策本部」の設置
いじめの防止等を実効的に行うため、「守谷市立大井沢小学校いじめ対策本部」を設置する。

<構成員>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー，学校運営協力員
その他校長の判断により，必要に応じて人権，心理，児童福祉，社会福祉，少年犯罪，発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

<活動>

- ① いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ② いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査，教育相談等）
- ③ いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応に関すること。
- ④ 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- ⑤ その他いじめ防止に係わること。

<開催>

月1回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<議事録>

「守谷市立大井沢小学校いじめ対策本部」での議事録を作成し，全職員で共有す

る。いじめ認知報告と共に教育委員会教育指導課に提出する。

イ 関係機関等との連携

(ア) 保護者

学校は、児童の状況を的確に把握するため、日頃より保護者と密接に連絡を取り合う。

(イ) 地域

学校は、校外における児童の状況を的確に把握するため、民生委員・児童委員、防犯連絡員や地域住民等と連絡を取り合う。塾や社会教育関係団体等の学校以外の団体とも必要に応じて連絡を取り合う。

(3) いじめ発生時の措置

- ア いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いがある場合は、いじめられている児童や保護者の立場に立って、すみやかに詳細な事実確認を行う。
- イ 学級担任が一人で抱え込むことがないように、「守谷市立大井沢小学校いじめ対策本部」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められる場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- オ いじめの関係（被害・加害）者間における不要な争いを生じさせないように、い

じめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- カ いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- キ 当該いじめに関係する保護者（加害・被害）、関係団体（塾・社会教育団体）と連携して、適切な対応を行う。必要に応じて、民生委員・児童委員、防犯連絡員等の地域住民等と連絡を取り合い、協力を得ながら対応する。
- ク 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。
- ケ いじめ解消には、対応指導後、概ね3ヶ月が必要であることを再認識し、いじめを受けた児童のカウンセリングや経過観察を継続する。
- コ いじめ解消は、児童本人が心身の苦痛を感じていないことを「児童」と「保護者」に面接等で確認する。
- サ 「コ」の対応を受け、「守谷市立大井沢小学校いじめ対策本部」で「解消」と判断する。

3 重大事態への対処

児童が自殺を企図したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、すみやかに次の対処を行う。

※「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

- ア 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に直ちに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の

他、第三者からなる組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を十分踏まえる。

4 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 児童に寄り添い、一緒に活動する教師
- (2) 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に児童の身になって考えようとする教師
- (4) 児童の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師
- (6) 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師

- H29. 3 国のガイドライン改定に伴う見直し・・・・・・・・平成29年8月31日
〈いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(2017. 3)〉平成29年9月1日より施行
- H30. 7 不登校重大事態の調査に係る調査の指針及びいじめ重大事態の調査に関するガイドライン再確認に伴ういじめ認知及びいじめに係る重大事態の捉え方についての見直し
・・・・・・・・平成30年6月30日(平成30年7月2日より施行)
〈不登校重大事態に係る調査の指針(2016. 3)〉
〈いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(2017. 3)〉
- R01. 12 守谷市いじめ防止基本方針の改定による見直し・・・・・・・・令和元年12月24日
- R05. 3 守谷市立大井沢小学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・令和5年3月31日
- R06. 3 守谷市立大井沢小学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・令和6年3月31日
- R07. 6 守谷市立大井沢小学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・令和7年6月2日

いじめ初期対応の流れ

本人からの訴え
保護者からの情報
(保護者からの情報が多いのが
守谷市の特徴です。)

いじめ!?

- ・加害者も被害者も児童生徒
- ・一定の人的関係が存在する
- ・心理的又は物理的な影響を与える行為
(インターネットを含む。)
- ・被害者が心身の苦痛を感じている。

(いじめの定義を小学生にわかりやすく教えよう
<https://edupedia.jp/archives/13977>)

チームで! 学年・学校の課題としてとらえる

Point
事実確認

初期の事実確認が重要!

いじめを受けた児童等の保護者と
いじめを行った児童等の保護者との
間で争いが起きることのないよう
適切な措置をとるよう法律に記
されています。

対応の方針

いじめの被害・加害双方の
保護者へ連絡

保護者による謝罪は義務
付けられていません。

いじめの被害者に寄り添った対応

いじめの被害者が安心して教育を受けられるよういじめの
加害者が教室以外の場所において学習するなど配慮すること
が法律に記されています。ときには、事実に基づかない風評
等が流されることもあるので、落ち着いた学校生活が送れる
よう全体に指導することも必要です。





事実確認のしかた

□ 「被害児童」から「聴き取り」を行います

- 1 複数の先生(話しやすい先生、1人は記録)で、丁寧に聴き取りましょう。
- 2 安心して話せる場所、時間帯に配慮しましょう。
- 3 5W 1H を基本にして聴きましょう。
- 4 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように配慮しましょう。
- 5 聴き取り後は、「こういうことでまとめていいかな」と確認しましょう。
- 6 徹底して「あなたを守り通す」ことや「秘密を守る」ことを伝えましょう。
- 7 「周りの友達や、次に『加害児童』にも聴いてみる必要があるけど、いい?」と確認しましょう。
- 8 「お家の方に連絡していい?」と確認しましょう。

・「誰にも言わないで」と懇願される場合は、その場では慌てず、1日程度は待ってもよいそうです。

しかし、連絡を引き伸ばしたり連絡したりしないことは望ましくありません(いじめ防対法の趣旨に反してしまうことに気を付けましょう)。

□ 「加害児童」から「聴き取り」を行います

- 1 複数の先生(話しやすい先生、1人は記録)で、丁寧に聴き取りましょう。
 - 2 安心して話せるように、人目につきにくい場所、時間帯に配慮しましょう。
- ・威圧的な聴き取りをしないことが重要です。
 - ・あくまでも「加害児童」(かっこ付き)であって、その主張に耳を傾けます。
 - ・「聴き取り」の段階で「指導・注意」をしないことは極めて重要です。
- ※「威圧的に」「先入観を持って」という訴えが、加害児童の多くの保護者から出されるクレームです。
- 3 5W 1H を基本にして聴きましょう。
 - 4 事実を吐露した場合は「その時の気持ち」「今の気持ち」を聴いてあげましょう。
 - 5 聴き取り後は、「こういうことでまとめていいかな」と確認しましょう。

<参考一覧>

令和4年12月 文部科学省 「生徒指導提要」

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

令和5年2月7日 文部科学省通知

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

いじめ防止対策推進法

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf

令和5年7月7日 いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態への適切な対応等の徹底について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00004.htm

不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）平成28年3月

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1368460.htm

いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_001.pdf

なにより いじめの未然防止が大切です！

- ・ わかる授業づくり（児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現）
- ・ 支持的学級風土の醸成
- ・ SC・SSW・守谷市相談員を活用した教育相談の充実
- ・ いじめ予防授業の実施

教育委員会

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について教育委員会、自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生時の報告→市長への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒教育委員会が調査主体

教育委員会が主体の場合

● 教育委員会の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態調査委員会設置条例に則り、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 調査当初に、被害者から調査についての見通しを説明する。また、要望等も聞く。加害者にも同様に説明する。
- ※ いじめ再発防止のために、いじめの客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

● 調査結果を市長に報告

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 市長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報（保護者から）

保護者から、いじめの重大事態に認定するよう詰め寄られるとすぐに認知してしまいがちですが、いじめの認知は組織で行うものです。保護者の気持ちに寄り添いつつも、まずは実態把握をしっかりと行い、重大事態の認知は対策会議を開き組織的に対応することになっていることを説明します。



いじめ対策会議

第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有被害者からの聴き取りをしっかりと行い、何の事柄に傷ついているのか明確にしておくことが肝要です。いじめの対象となるのは、保護者ではなく、児童生徒自身です。

- ・ いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

【重大事態と判断した場合】

- ・ 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

（児童生徒が自殺を企図した場合、概ね30日以上に加療が必要、医師の診断書、100万円以上の財産損害等）

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

重大事態の発生

重大事態の調査の主体を教育委員会が判断

※ 不登校重大事態は、日常の様子を把握している学校が調査にあたることを原則とする

学校が調査主体の場合

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、各校のいじめ対策基本方針に則り、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者（SC や SSW 等）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、調査前の具体的な説明を行う。

- ・調査の目的・目標 ・調査主体（組織の構成・人選） ・調査のスケジュール
- ・調査事項 ・調査対象 ・調査方法 ・調査結果の提供方針

☆ 加害児童生徒及びその保護者に対しても同様の説明を行うこと。

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しっかと向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を教育委員会に報告（※教育委員会から市長に報告）

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置